

どうみん割の一時停止及び全道一斉停止期間のキャンセルの取り扱いについて

令和3年1月8日

どうみん割の一時停止及び全道一斉停止期間にキャンセルが発生したものについては、

どうみん割の利用があったものとみなして「支援金交付額の範囲内」で、予約に対するどうみん割本来の「割引相当額」を支給いたします。

割引相当額の支給条件については下記の通りとなりますので注意事項・条件をご確認の上ご報告をお願いします。

<割引相当額支給の報告方法>

通常の月次報告様式第10号に「通常利用分」と「対象キャンセル分」を併せて記入作成するとともに、

この度の措置に対して臨時に追加する様式【様式第10号別紙シート】に対象キャンセル分についての内訳詳細を記入作成・提出報告すること。

※ 追加の臨時様式第10号別紙シートには対象キャンセル分のみの詳細を記載するものとし、通常利用の月次報告では求めている事項が含まれています。

※※ 注意事項 ※※

- ・事業の一時停止、全道一斉停止期間については **1月8日時点**発表のものとなります。今後延長及び変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ・対象キャンセルの割引相当額支給分を含め、**支援金交付残額を超える報告は認められません。**
- ・別紙シートは必ず月次報告とともに提出をしていただくようお願いします。提出されない場合は割引相当額の支給が認められません。
- ・別紙シートのみ提出や様式第10号の記載内容と整合性が取れない場合には、割引相当額の支給ができない場合がございます。
- ・予約のキャンセルについては様式第10号の実績内訳シートの備考欄に必ず「**キャンセル分**」と記入してください。
- ・キャンセルとなった商品は「どうみん割」の対象商品として、販売されたものであることが必須となります。
- ・**事業者がキャンセル料を利用者から收受していないこと。** 收受してしまった場合は、全額を返金していることが必須となります。
- ・11月28日（土）から11月30日（月）利用のキャンセル分については12月次報告（1月提出）に含めて報告をお願いします。
- ・1月利用予定だった既存予約のキャンセルについては、1月次報告（2月提出）で報告をお願いします。12月次報告（1月提出）に含めることはできません。
- ・本事業支援金交付要綱に則り、**報告内容に虚偽がある場合や不正な申請をした場合には、支援金の交付決定の全部または一部が取消となる場合があります。**
- ・本事業は国の会計検査院の調査対象事業ですので、通常のどうみん割利用分と同様に、本事業に関係する全ての記録書類等は保管をお願いします。今後事務局からの臨時調査や国の会計監査等の対象となった際には原本記録の提出を求める場合がありますので、報告時に提出の必要が無い書類についても支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

●札幌市への旅行および札幌市民の旅行の一時停止期間中にキャンセルとなった既存予約の割引相当額支給条件

対象期間①：令和2年11月27日（金）24：00から令和2年12月15日（火）24：00までの利用を予定していたもの

対象期間②：令和2年12月16日（水）00：00から令和2年12月27日（日）24：00までの利用を予定していたもの

- 1 旅行の目的地が札幌市であること、又は利用予定者が札幌市民（居住者含む）であること（一つの予約の中で同行者に札幌市に居住する方がいる場合を含む。）
- 2 予約日：① 令和2年11月27日（金）24：00までに予約されたもの（対象期間①に該当する場合）
② 令和2年12月14日（月）24：00までに予約されたもの（対象期間②に該当する場合）
- 3 取消日：① 令和2年11月27日（金）24：00から令和2年12月15日（火）24：00までにキャンセルされたもの（対象期間①に該当する場合）
② 令和2年12月16日（水）00：00から令和2年12月27日（日）24：00までにキャンセルされたもの（対象期間②に該当する場合）
- 4 利用日：令和2年11月27日（金）24：00から令和2年12月27日（日）24：00までの利用を予定していたもの

●全道一斉停止期間中にキャンセルとなった既存予約の割引相当額支給条件

対象期間①：令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）の利用を予定していたもの

対象期間②：令和3年1月12日（火）から令和3年1月31日（日）の利用を予定していたもの

※りとうぶらすについては令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）の利用を予定していたもの

- 1 予約日：① 令和2年12月14日（月）24：00までに予約されたもの
② 令和3年1月7日（木）18：00までに予約されたもの
- 2 取消日：① 令和2年12月16日（水）0：00から令和2年12月27日（日）24：00までにキャンセルされたもの
② 令和3年1月17日（日）までにキャンセルされたもの
- 3 利用日：令和2年12月28日（月）から令和3年1月31日（日）の利用を予定していたもの（りとうぶらすについては2月8日（月）チェックアウト分まで対象）
※12月28日（月）から1月31日（日）までの間の宿泊を旅行日程に含む場合は、割引対象外となります。
ただし、12月28日（月）チェックアウトの場合は割引対象となります。

※1月8日付でのキャンセル基準となっています。12月24日からの追加・変更箇所については赤字で記載しています。